## 知事公室 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

									<u> 単位:円</u>
No	. 担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	広報課	美ら島約2022( 第2022( 第7回国民立 第22回 第書者芸術・地に 保るの 等での 等での がは、 がは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	△和4年	2,892,190		那覇市久茂地2丁目15 番3号嘉栄産業ビル5階	第167条の2 第1項第2号	天皇皇后両陛下のご来県にあたり、県内外から多数の報道関係者が取材参加することが見込まれる。本業務は、行幸啓関連業務という秘密保持性が高く、安全性と効果的な報道を両立させる必要があり、各取材位置において取材台を設置するなど、特殊な環境下において、行幸啓の趣旨や性質を理解し、迅速に取材環境を整えるためには、相当の経験等を有する者に委託する必要があるため、業務実績を有し、機密保持が可能な(有)ライドオン社を相手方として随意契約する。	特命随意 契約
2	広報課	美ら島おきなわ 文化祭2022(第 37回国民文化祭第名芸術・ 第22回全・ で書者芸術・地方 事情ご視察に 係び記念誌制 作	令和4年 9月29日	5,545,100	光文堂コミュニケーション ズ株式会社	南風原町字兼城577	第167条の2 第1項第3号	行幸啓関連業務であることから秘密保持性が高く、安全性と効果的な記念誌等制作を両立させる必要がある。取材方法等にも多数の制限があり、実施の正式発表から短期間で、当課との調整、カメラマン手配、アルバム素材の選定等を行わなければならず、 相当の経験を有する者に業務を委託する必要がある。 広報誌制作を長年担当し、刊行物の企画制作に関して精通し豊富な実績を有するとともに信頼性の高い事業者であることから光文堂コミュニケーションズ(株)に依頼を行った。	特命随意 契約
3	防災危機管理課		令和4年 7月1日	4,111,184	沖縄県危険物安全協会	沖縄県島尻郡八重瀬町 字伊覇228番地		消防法第13条の23の規定により、製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、3年毎に都道府県知事が行う保安講習を受けなければならないとされている。県知事に代わってこの保安講習が遂行できる団体は、危険物事業に対する保安教育及で景民に対する危険物の安全な取扱方法の普及啓発事業や危険物取扱者試験への準備講習などを実施するとともに、全国危険物安全協会に加盟し、危険物に関する知識、情報、資料収集力に優れている「沖縄県危険物安全協会」のみである。さらに、この保安講習は、講師の委嘱やテキストの選定、講習用資料の作成等危険物に関する知識や情報が不可欠であり、このような団体は沖縄県危険物安全協会しかない。	特命随意 契約

## 知事公室 における随意契約の実績 (令和4年度2/四半期分)

単位:円

		I	1				1	T	単位∶円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
4			令和4年 7月1日	4,416,720	一般社団法人 沖縄県消防設備協会	沖縄県那覇市泊三丁目 1番地26	第167条の2 第1項第2号	消防法第17条の10の規定により、消防設備 士は免状の交付後2年以内及びその後5年毎 に都道府県知事が行う工事整備対象設備等 の工事又は整備に関する講習を受けなければ ならないとされている。 国からの通達により、消防設備士講習の実 施に関する事務委託を行うことができる機関 は、講習内容を適正かつ公平に行うことができる る公共的な性格を有する法人組織とされている。 沖縄県において同講習事務が遂行できるの 神は、消防用設備等の工事及び維持管理の 適正かつ円滑な実施を推進するとともに、消防 用設備士等の資格者に対する技能向上育成 を図ることを目的として設立され、消防用設備 士試験受験者への準備講習会の開催など講対 を図ることを目的として設立され、消防用設備 士試験受験者への準備講習会の開催など講対 を図ることを目的として設立され、消防用設備 大り消防設備士の資格者情報を保有し受講対 象者を把握している「(一社)沖縄県消防設備 協会」のみである。	特命随意 契約
5	辺野古新 基地建設 問題対策 課	変更不承認処 分の取消裁決 の取消請求事 件に係る訴訟 委託	令和4年9 月26日	5,982,900	①ゆあ法律事務所 弁護士 宮國 英男 ②センター法律事務所 弁護士 松永 和宏 ③弁護士法人ニライ総合 法律事務所 弁護士 仲西 孝浩 ④沖縄合同法律事務所 弁護士 加藤 裕	①沖縄県那覇市壺川3丁 目5番6号 与儀ビル2階 ②沖縄県沖縄市中央3丁 目1番6号 ③沖縄県那覇市西1丁目 2番18号 西レジデンス2 一B ④沖縄県那覇市松尾2丁 目17番34号	第167条の2	本契約の受託者である、ゆあ法律事務所宮國英男弁護士、センター法律事務所松永和宏弁護士、ニライ総合法律事務所仲西孝浩弁護士及び沖縄合同法律事務所加藤裕弁護士は、普天間飛行場代替施設建設に関する法律相談業務や一連の訴訟につき県から受託してきた実績があり、様々な法的課題に係る県の対応方針の策定に助言、支援等を行っているところである。 このようなことから、本件業務を委託したところである。	特命随意 契約